

# 生活保障の さらなる徹底を

## 現場からの 報告と提言

**生存のためのコロナ対策ネットワーク**  
生存のためのコロナ対策ネットワークは、コロナ危機により労働問題や生活困窮、ハラスメント、差別に直面する人々の相談に応じてきた労働組合、NPO、学者、ジャーナリストらからなる、ゆるやかなネットワークである。現場の声をもとに政策提言し、状況改善につなげることを目的とする。本誌6月号に31の緊急提案を発表。

藤田孝典 司会

(ふじた・たかのり NPO法人ほっとプラス理事)

今野晴貴

(こんの・はるき NPO法人POSSE代表)

渡辺寛人

(わたなべ・ひろと NPO法人POSSE)

猪股正

(いのまた・ただし 弁護士)

竹信三恵子

(たけのぶ・みえこ ジャーナリスト)

指宿昭一

(いぶすき・しょういち 弁護士)

大内裕和

(おおうち・ひろかず 中京大学教授)

### 相談内容から見える現状

藤田 新型コロナウイルス感染拡大により、さまざまな職種、業態、地域の人々が生活を直撃されています。「生存のためのコロナ対策ネットワーク」では、本誌前号で、休業・失業、住まい、生活保護、女性、学生、外国人、債務問題などの角度から現状報告をするとともに、31の提言を発表しました。五月二日・三日には、多くの労働組合、NPO、弁護士の協力のもと、全国一斉相談会を開催しました。

提言はインパクトをもって受け止められ、すでに政策として実現したものもあります。今日は、その後一カ月で何が起きているか、その報告と、現場発の運動と政策のあり方や、コロナ収束後の社会を見すえた議論もできたらと思います。まず、一番動きの大きい労働関係からお願いします。

今野 労働相談の件数は、私の所属す

るPOSSEの関係では、五月二〇日時点で二一七件のほりました。休業に関しては、休業補償がゼロという相談が半分以上、六割の賃金は補償されたがこれでは足りないという相談が三割以上ありました。六割補償というのは、労働基準法で、雇用主が労働者を休業させた場合には平均賃金の六〇%以上を支払わなければならないとされている、最低限の条件です。

最近の傾向としては、仕事は戻ってきているが、時短営業により一時間だけ働いてほしいといった要請に困っているという相談事例もあります。これでは休業で六割補償された方がましということになります。収束の過程でも、労働者が中途半端に使われています。渡辺 POSSEには、労働相談とは別に、三月から五月一五日までに三二四件の生活相談が寄せられています。四月段階では、二〇代、三〇代の女性、とくに飲食や接客にかかわる方の相談

が多かったのですが、それが徐々に幅広い年代層となってきました。男女比は、男性四、女性六くらいです。業種は、小売・飲食が多く、続いて観光・交通です。五月以降の傾向では、派遣切りで住居を失ったという相談が増えています。製造業のほか、ホテルなどに派遣される観光業の人もいます。

また四月は「給付金制度を自分も使えるか」という相談が多かったですが、現在は「制度を使おうとしたが使えなかった」という相談が増加しています。住居確保給付金、生活保護、社会福祉協議会の貸付制度などです。話を聞くと、住居がない人は生活保護が使えないという誤った説明や、大部屋の無料低額宿泊所に入れと言われた例など、違法・不当な運用もありました。藤田 生活困窮と制度上の問題点は、私が属するNPO法人ほっとプラスでも同様の傾向です。機能しない生活保障制度がまさに顕在化しています。

### 極度に進む貧困

猪股 私は貧困問題に取り組んできた全国の仲間と企画して、四月一八日・一九日に全国一斉の電話相談会を行います。続いて、五月二日・三日に、生存のためのコロナ対策ネットワークの電話相談会を行いました。

四月の相談は全国で五〇〇九件、四二万アクセスに上るなど、両相談会には相談が殺到し、「生活費がない」という訴えが相次ぎました。労働者からは、休業手当が支払われない、払われても元の賃金水準が低く六割に減額されては生活できない、失職後、失業給付が支払われるまで九〇日の待機期間があり生活を維持できないなど。フリーランスを含む個人事業者からも、休業で売上がない、雇用ではないので休業手当も失業給付もない、固定費の負担が大きい、との相談が寄せられました。住居の危機も広がっています。私自